

各府省が実施した政策評価についての審査の状況【要旨】

- 平成14年度第1次分 -

行政評価局長通知：平成14年12月5日

通知先：国家公安委員会・警察庁、防衛庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省(その他の各府省には参考通知)

総論

1 背景

本年4月1日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(「評価法」)が本格施行

政策評価は、評価法及び同法に基づき定められた「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)の下で、各府省自らが実施

基本方針において、総務省は、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の評価活動(「客観性担保評価活動」)に取り組むこととされた。

この評価活動の一環として、政策評価の実施手続等における客観性・厳格性の達成水準等についての「審査」を実施。その第1次分を通知・公表するもの

2 審査のポイント

【審査の対象】

本年10月2日までに総務大臣に送付された政策評価(9府省計583政策)

10月2日までに送付を受けた評価書は、行政活動の周期を成す1年分の評価結果の一部分(平成15年度概算要求に向けて実施された政策評価についても一部分)

【政策評価の現状】

評価法の下で行われた初めての政策評価(「評価法元年」)であり、第一歩を踏み出した段階

政策評価に使用する方式についての適用の考え方、政策効果を把握するための手法その他の評価の方法、事前評価と事後評価を通じた評価方式の組合せの仕方、評価結果の外部からの検証可能性の確保等について、各府省の取組は様々

【審査のねらい】

各府省の行った政策評価について評価の方式ごとに整理・比較分析することにより、政策評価の実施状況と取組について全体像を把握・解明し、評価法の下での政策評価の定着と評価の質の向上に資するような基本的、共通的な課題等を提起

3 今後の対応

今後送付を受ける評価書についても、順次、審査を行い、取りまとめの上、通知・公表の予定

今回及び今後の審査を通じて提起する課題等については、各府省自らが受け止め、政策評価を逐次実施していく中で改善に取り組み、評価の質の向上につなげていくことが重要

横断的・共通的な課題については、各府省の連携・協力の下で取組を進めていくことが必要

総務省(行政評価局)では、一連の客観性担保評価活動を通じて改善状況をフォローアップ

各論

1 実績評価方式を用いた評価

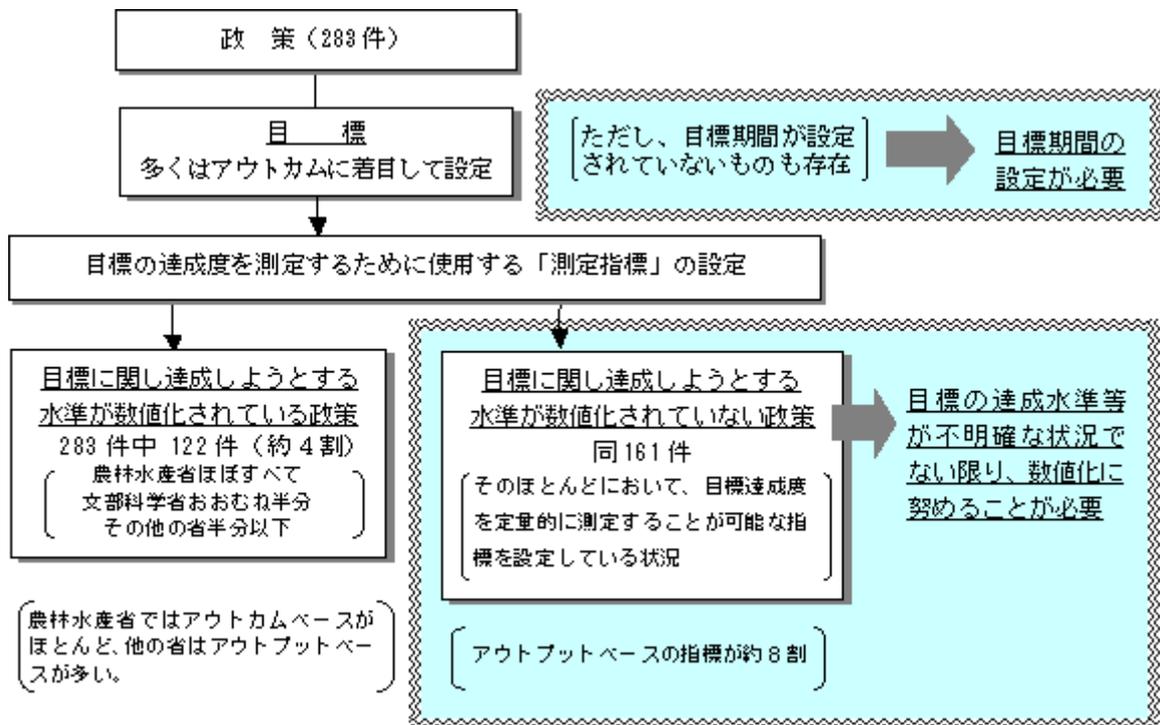
【評価方式の特性】

実績評価方式は、以下のような特性を有する評価方式

- 1) アウトカム(政策効果)に着目した目標設定が基本
- 2) 設定した目標に対する実績を定期的・継続的に測定
- 3) 目標期間終了時に最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価

【評価の実施状況】

5省(総務省、財務省、文部科学省、農林水産省及び環境省)から送付された計283件を審査



【評価の質の向上に向けた課題】

各府省の取組	総務省の取組
アウトカムに着目した目標と指標の設定の検討 達成水準の数値化、達成年次の設定の検討 他府省の評価実例を参考として改善の工夫 (評価をより有効なものとするための工夫の実例) ・省内各段階における評価プロセス情報の提供 ・事業レベルまで掘り下げた政策手段別評価 (以上、農林水産省)	実績評価方式は、関係府省の多くにおいて、その主要な行政目的に係る政策を評価する方式として採用されており、重要であることから、以下のような点等に留意しつつ、審査 評価対象は各府省の主要な政策を十分カバーしているか 目標の達成度を測定するため

・その他、各省ともパターン化した評価結果の記述や達成度のランク付けなど、各種の工夫

に設定された指標は適切か

2 事業評価方式を用いた評価(個々の公共事業についての評価を除く。)

【評価方式の特性】

個々の事業・施策等について、政策決定前に、期待される効果や費用等を推計・測定し、これを基に評価を行い、必要に応じて、効果が発現した段階でその結果の妥当性を検証することが基本

各府省では、評価法で事前評価の実施を義務付けられたもの以外についても、それぞれの基本計画等に基づき、自発的・積極的に新規施策等を対象として評価を実施

現状においては事前段階での政策効果の把握の手法が必ずしも開発されていないため、事後に政策効果の発現状況の検証を行うことにより得られた知見を事前評価に活用していくことが特に重要

【評価の実施状況】

6省(警察庁、防衛庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び環境省)から送付された計130件を審査

・130件中107件が事前評価、23件が事後評価で、そのうち22件が継続中の政策についての評価

各府省とも、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施

< 必要性の観点からの評価 >

府省により特色あり

(例)・事業の公益性や緊急性の観点から説明するもの

・目標と現状のギャップ、その原因、政策課題等を明らかにして説明するもの

< 有効性の観点からの評価 >

期待される効果の達成見込みについての点検の手順や判断の根拠が明らかとなっていないものが多くみられる状況

< 効率性の観点からの評価 >

効果と費用の関係を明らかにするために効果(便益)を貨幣換算して把握しているものはごくわずか(130件中3件)

なお、各府省において、費用と効果の関係を定量的に表す手法について検討や研究の取組が行われているところ

【評価の質の向上に向けた課題】

各府省の取組	総務省の取組
事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の評価の方法の開発に向けた研究・検討の進展・結実 事後的な検証の結果を事前評価にフィードバックする仕組みの構築	各府省の研究・検討等の取組の進展を注視しつつ、政策効果の把握手法の開発に資するような情報の整理と提供 事前評価において、得ようとする事業効果と得られると見込まれる事業効果との関係が明らかにされるよう分析・検

3 個々の公共事業についての評価

【評価方式の特性】

個々の公共事業については、評価法の施行に先立って評価の制度が導入されており、事業種別ごとの要領等により費用対効果分析を行う仕組みがあるなど、評価の方法が開発されている。

評価法上、1) 個々の公共事業であって事業費が10億円以上のもの(補助事業を含む。施設の維持、修繕に係る事業及び災害復旧事業を除く。)について事前評価を義務付け、2) 事業採択から5年経過時点で未着手及び10年経過時点で未了の事業について事後評価を義務付け

【評価の実施状況】

3省(農林水産省、経済産業省及び国土交通省)から送付された計101件を審査実施された評価は、事前評価36件と事後評価65件(うち事業採択後一定期間未着手又は未了等の時に実施される再評価45件、事業完了後一定期間経過後に実施される完了後の評価20件)

各府省の評価書の送付状況及び評価の方法

区分	農林水産省		経済産業省	国土交通省		合計 101件
	再評価	完了後の評価	再評価	事前評価	再評価	
評価対象事業数	30	20	4	36	11	うち 事前評価36件 再評価 45件 完了後の評価 20件
評価項目	費用便益分析					
	費用便益分析以外の評価項目(指標)					

(注) 1 国土交通省の事前評価では、事業費10億円未満のもの等も対象としている。
2 印は、今後試行的実施を予定していることを示す。

評価で使用した資料その他の情報

- ・ 農林水産省では、地方農政局等のホームページに第三者委員会で使用した資料等を掲載
- ・ 経済産業省では、事業主体によっては事業内容や今後の見通し、効果等をホームページに掲載
- ・ 国土交通省では、担当部局によっては評価に使用した資料等をホームページに掲載

【評価の質の向上に向けた課題】

各府省の取組	総務省の取組
再評価等において費用対効果分析を行う仕組みになっていない場合には、費用対効果分析の導入についての検討	関係省における評価方法の改善や評価に用いた情報の公開等の透明性の向上に向けた取組の進展を注視しつつ、評価の質の向上に資するような

(全体注)個々の研究開発課題については、基本方針において「『国の研究開発評価に関する大綱的指針』(平成13年11月28日内閣総理大臣決定)を踏まえて行う」こととされている。同指針の下で総合科学技術会議を中心に研究開発評価が行われていること等を踏まえ、今回評価書の送付を受けた個々の研究開発課題(69件)については、今後の審査において整理することとした。